

インターネット接続環境のないご家庭が対象です

ご家庭のインターネット環境の整備 に要する費用を一部補助します

上限 1 万円

目的

町内の小中学校に在籍する児童生徒の家庭における I C T を活用した学習環境整備の促進を図るため、自宅でオンライン学習等を行うための通信環境が未整備の家庭を対象として、新たに通信環境を整備した経費の一部を補助いたします。

補助対象者

町内の学校に在籍している児童生徒の保護者で、下記(1)~(4)全てを満たす家庭が対象です。

- (1) 町内に住所を有する世帯
- (2) 令和 2 年 10 月 1 日以降に、新たに通信環境の整備を行い、通信会社と契約した者
- (3) 新たに通信環境の整備を行う時点において、家庭に通信環境が未整備である世帯
- (4) 世帯全ての者が町税等を滞納していないこと

補助金額

一世帯あたり上限 1 万円
(1 万円未満の支払い金額の場合は、その実績額)
※一世帯一回限り

補助対象経費

下記(1)~(3)について、Wi-Fi 環境が未整備である家庭が対象です。

- (1) インターネットの通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料 (SIM カードの契約料を含む)、機器購入費、その他の初期費用
※モバイルルータの場合、容量無制限に限る。
- (2) 家庭用 Wi-Fi ルータを購入した費用
- (3) 通信会社と契約された後に発生する通信料

パソコンやタブレットの購入費用、テザリング利用目的の携帯電話購入費用は対象ではありません

◎補助対象となるか等不明な点がある方は、契約される前に事前に相談ください。

申請の方法

○申請書及びチェックリストの配布場所

町ホームページからダウンロードし、印刷してご利用ください。また、学校及び教育委員会学校教育課にも申請書とチェックリストを備え付けています。

○申請書及びチェックリストの提出先

申請書とチェックリストに必要な事項を記入し、補助対象経費を支払ったことを証明する書類をそろえた上で、各学校に提出していただくか、教育委員会学校教育課までご提出をお願いします。

申請から補助金交付までの流れ

下記(1)から(6)の順に進んでいきます。

- (1) 光回線等を契約し、インターネット環境を整備してください。
- (2) 「補助金交付申請書」(様式第1号)とチェックリスト、補助対象経費を支払ったことを証明する書類を学校及び教育委員会学校教育課に提出、または、郵送してください。
- (3) 提出いただいた書類の不備等がないか確認し、審査をします。
- (4) 大野町から「補助金交付決定通知書」(様式第2号)と「補助金請求書」(様式第3号)をお送りします。
- (5) 「補助金請求書」(様式第3号)を提出してください。
- (6) 内容が適切か確認し、補助金を申請者の口座に振り込みます。

※特に注意していただきたいこと

- ・光回線等を契約期間の途中で解約しようとするとう違約金が発生することがあります。違約金については、補助対象外となり個人負担となります。
- ・キャッシュバック等があるプランを契約する場合、キャッシュバック等を差し引いてかかった費用を実績額とし、その金額が1万円未満の場合のお支払額は、その実績額となります。
- ・契約後に補助対象とならないと判明した場合、補助金のお支払いができませんので、契約前に事前に補助対象かどうかを確認ください。
- ・1世帯につき保護者1名のみ申請できます。対象となる児童生徒が2名以上いる場合であっても、申請できるのは保護者1名です。
- ・年度途中で町内小中学校に転校してきた場合は、転校月以降について補助対象となります。他自治体への転出及び他自治体の学校へ転校した場合は、転出月及び転校月までが補助対象となります。

補助対象経費を支払ったことを証明する書類等の例

要件	例 ※基準日 令和2年10月1日
インターネットの通信会社と契約する際に必要となる工事費、契約料(SIMカードの契約を含む)、その他の初期費用	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約書(契約者名、契約期間、契約内容が記載した書類に限る) 2. レシートの場合は、保護者名義、契約期間、契約内容がわかる書類も必要です。 3. 領収書の場合は、申込用紙等の契約者名、契約期間、契約内容がわかる書類も必要です。 4. クレジットカードで支払いの場合は、クレジットカードの明細と保護者名義、契約期間、契約内容がわかる明細書も必要です。
インターネットの通信会社と契約する際に必要となる機器購入費	<p>◎通信会社との契約が基準日以降であることがわかる書類を必ずお付けください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機器名が記載されたレシート 2. 機器名が記載された領収書 3. クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細がわかる書類
家庭用 Wi-Fi ルータの購入費	<p>◎通信会社との契約が基準日以降であることがわかる書類を必ずお付けください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. レシート(明細がわからないものは、対象外です。) 2. 領収書(あて名、品名がないものは対象外です。) 3. クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と機器名の明細がわかる書類 <p>(※有線から無線に切替える場合のルータ購入については、当時の契約がわかる書類をお付けください。)</p>
インターネットの通信会社と契約された後に発生する通信料	<p>※機器自体が基準日以降に購入されていることがわかる書類を必ずお付けください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 請求書及び明細書(あて名がわからないものは、対象外です。) 2. 領収書(あて名、品名がないものは、対象外です。) 3. クレジットカード等で支払いの場合は、クレジットカードの明細と通信料の明細がわかる書類が必要です。

◎補助金を受けるために必要な契約書や領収書等を、契約する業者さんから発行してもらうよう事前にお願ひしておくとスムーズです。

問い合わせ

(8時30分～17時15分まで、土日祝を除く)

大野町教育委員会 学校教育課 (通信環境整備補助金担当)

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

T E L : 0585-34-1111 F A X : 0585-34-3334 E-mail : kyoiku@town-ono.jp